

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

都民が安心して暮らせる社会の実現を目指し、防災・救急業務関係者の育成並びに都民の防災・救急の意識と行動力の向上に関する各種事業を積極的に推進する。

I 公益目的事業

1 公 1 事業

(1) 防火・防災・応急手当普及啓発事業(公 1－1)

ア 普及啓発事業

(7) 「SAFETY LIFE TOKYO」の発行

防火・防災及び応急手当の知識に関する情報を掲載した情報誌を作成し、都民や学校、病院等の事業所及び区市町村に配布し、普及啓発事業を実施する。令和 7 年度より、協会の主な取組みなど協会からの情報発信を強化するとともに、特に有益な過去の記事をホームページで公開し、都民に情報提供する。

(4) ホームページ、SNS等の活用

- ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公示のほか、協会の事業概要、財政状況及びコンプライアンスに係る情報等を公開するとともに、防火・防災及び応急手当講習の案内、申込受付状況等を公開する。
- ・X(旧Twitter)等のSNSを活用し、最新の防火・防災及び応急手当に関する情報や消防博物館及び池袋、立川、本所の各防災館等の各種イベントの案内等を発信する。

(7) 火災予防運動における防火・防災普及啓発事業

秋と春の全国火災予防運動の機会を捉えて、著名人による防災行動力等の向上を図るとともに、啓発ポスターを作成するなど、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

(2) 危険物安全週間及び防災週間における防火・防災普及啓発事業

危険物安全週間及び防災週間の機会を捉えて、防火・防災意識の向上を図るなど、防火・防災普及啓発事業を実施する。

(4) 東京消防出初式における防火・防災普及啓発事業

東京消防出初式の屋内展示会場内において、防災啓発動画等を放映し、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

(7) 防火防災標語による防火・防災普及啓発事業

- ・防火防災への参画意識や防災行動力を高めることを目的として、東京消防庁が実施する防火防災標語を表彰する選考において、選考委員会の委員として参画する。

- ・ 広く都民等に防火防災標語の公募を周知し、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。
- (4) 地域の防火防災功労賞に関する事業
 - ・ 地震災害や風水害等の被害の軽減を図ることを目的として、東京消防庁が実施する町会・自治会・ボランティア団体及び各事業所等の地域の取組みを表彰する選考において、選考委員会の委員として参画するとともに、優秀作品を表彰する。
 - ・ 効果的な取組みを事例集として作成し、町会・自治会等に配布するほか、ホームページに掲載し、防火防災意識の普及啓発事業を実施する。
- (5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策（以下「家具転対策」という。）の普及啓発事業

地震時の家具類の転倒・落下・移動等の室内被害による人的・物的被害の軽減を図ることを目的として、普及啓発用ポスターを作成し、家具転対策の普及啓発事業を実施する。
- (6) 中学生を対象とした防災イベントにおける防火・防災普及啓発事業

中学生を対象として、外部講師による講義と既存のツアー等をパッケージ化した防災館イベントを東京消防庁との協働により実施し、さらなる防災行動力の向上及び総合防災教育の推進を図る。
- (7) 自主防災活動等に対する助成事業

防火・防災思想の普及活動を行う団体、応急手当の普及啓発を行う団体の活動等に対し、助成事業を実施する。
- (8) 救急医療週間における応急手当及び救急についての普及啓発事業

救急医療週間の機会を捉えて、救急事案を想定した対応訓練を展示するなど、応急手当の必要性及び救急車の適正利用に関する普及啓発事業を実施する。
- (9) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の普及促進事業

優マーク制度に関する広報物を作成し、広く都民に周知し、優マーク制度の普及促進事業を実施する。
- (10) 自衛消防訓練の普及促進事業

事業所の自衛消防訓練の促進及び自衛消防力の向上を図ることを目的として、普及促進用リーフレットを作成し、自衛消防訓練の普及促進事業を実施する。
- (11) コンサートにおける防火・防災普及啓発事業

コンサート会場において、防災・救急のPRをするなど、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。
- イ 消防用設備等点検済表示制度の推進事業

最新の知識と技術を身に付けた点検業者（表示登録事業者）による消防用設備等点検の促進を目的とし、また、事業所の関係者等が安心して消防用設備等の点検が実施できるよう、次の事業を実施する。

(7) 制度をより浸透させるための広報及び点検済票貼付の促進

制度及び表示登録事業所の周知と表示登録事業者の拡大を目的として、ホームページを活用するほか、関係団体が発行する機関誌に制度の概要や表示登録事業者の募集等を掲載し、広報する。

また、消防用設備等点検済表示制度及び消防用設備等点検報告制度の普及促進を目的としてリーフレットを作成し、東京消防庁と連携して広報を実施する。

(4) 表示登録事業者に対する講習

表示登録事業者の実務能力の向上を目的として、点検保守業務に関する実技講習及び学科講習を開催し、法令改正や消防用設備等に係る最新の情報を提供するとともに、表示登録事業者に対するフォローアップとして、実技講習等の講義資料をホームページに掲載し、知識及び技術の向上につながるサポートを実施する。

(9) 点検推進指導員による登録申請内容の確認事務

消防用設備等点検済表示制度の円滑な運用を目的として、表示登録事業者の事業所や点検実施場所に当協会の点検推進指導員が出向き、点検実施状況や消防用設備に貼付する点検済票の管理方法を確認、指導する。

ウ 東京民間救急コールセンター運営事業

(7) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用促進の普及啓発事業

民間救急車またはサポートC a bの利用を都民等に促すことを目的として、リーフレットを作成するとともに、東京消防出初式等において、車両展示等による広報活動を実施する。

また、令和6年度に実施した民間救急及びサポートC a b（タクシー）運営事業者の体制及び要望に関する実態調査で得た課題を整理し、今後の施策に反映させる。

(4) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用者との調整、配車案内

救急需要対策として、緊急性がない通院や受診、入退院や病院から病院への転院搬送等の際に、電話またはホームページにより、民間救急またはサポートC a bを案内する。

(9) コールセンター登録事業者等に対するレベルアップ講習

コールセンターの登録事業者等に対して、容態が急変した場合の対応や、より質の高い患者搬送に資することを目的とした教養及び対応訓練を年2回実施する。

エ 救命講習インストラクター指導員制度の試行

各種救命講習の質的向上を図ることを目的に、救命講習等のインストラクター（応急手当指導員）に指導・助言を行う専門的知識・技術を有する者をインストラクター指導員と称し、インストラクター指導員が各救命講習会場を巡回し、インストラクターに対し、技術指導や助言を行い、インストラクターの指導能力の向上を図るなど、新たな指導体制を試行する。

オ 表彰事業

防火・防災に関する事業を長年にわたり積極的に推進し社会貢献を実施している団体、個人に対して次の区分毎に表彰を実施する。

(7) 協会上申による表彰関係

・黄綬褒章

永年にわたり消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与した個人に対する表彰

・総務大臣表彰

安全思想の普及徹底または安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育または災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、または貢献した個人・団体に対する表彰

・消防庁長官表彰

永年にわたり、危険物関係事業所などにおいて危険物取扱いの技術向上、施設改善などにより、危険物の安全管理に努める等、国民生活の安全確保に顕著な功績をあげた個人・団体に対する表彰

また、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じ、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった個人に対する表彰

・一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

国民の安全に係る研究、教育、訓練、安全思想の普及、防災機器・製品の普及等について、長年にわたり貢献し特に優れた功績をあげた個人・団体に対する表彰

また、消防用設備等の設置、維持管理の適正化等に関し、永年にわたり、適正な業務を行い、または適正な業務の推進に尽力した個人・団体に対する表彰

・一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰

永年にわたり危険物関係業務に携わり、危険物災害の防止等に多大な功績をあげた個人・事業所に対する表彰

・関東甲信越地区危険物安全協会連合会長表彰

危険物施設の設備等の維持管理並びに保安全管理等が優秀で他の模範となる個人・事業所に対する表彰

(4) 協会理事長による表彰

・防火防災管理功労

長年にわたり防火安全の普及活動に努め、防火防災教育及び訓練等で顕著な功績をあげた団体及び防火・防災管理事業に係る団体の運営に多大な功績をあげた個人に対する表彰

・危険物保安功労

法令等を遵守し保安管理が適正で他の模範と認められる団体及び危険物に関する保安の確保、安全思想の普及等に多大な功績をあげた個人に対する表彰

・消防設備保守功労

適正な消防用設備等の保守業務を行っているとして認められる団体及び消防用設備等点検済表示制度の充実発展に貢献したと認められる個人に対する表彰

・応急手当普及功労

応急手当に関する講習、行事等を積極的に推進し、又は応急手当の普及に取り組み、功労が顕著な団体及び個人に対する表彰

・防災安全推進功労

防災に関する各種訓練及び行事等を積極的に推進し、防災思想の普及及び地域の防災行動力の向上に積極的に取り組み、功労が顕著な団体及び個人に対する表彰

・協会運営等功労

協会の運営、発展及び事業の推進に貢献をした団体及び個人に対する表彰

(7) 表彰式の実施

- ・危険物保安功労者表彰、関東甲信越地区危険物安全協会連合会会長賞表彰状伝達式
令和7年5月27日（火）10時30分から（スクワール麴町）

- ・功労者表彰式

令和7年10月14日（火）15時30分から（アルカディア市ヶ谷）

(2) 防火・防災・応急手当講習事業（公1－2）

防火・防災・救急業務関係者の育成を目的として、受講者のニーズに応えながら、次の事業を実施する。

なお、令和6年10月から令和7年9月までの間、東京消防庁消防技術試験講習場の改修工事が実施されることに伴い、同講習場を使用していた講習については他会場により実施するとともに、各会場の定員に応じ講習回数を調整して実施する。

ア 法令等に定められた資格取得講習

- (7) 防火安全技術講習（本講習3回、再講習5回　うちオンライン再講習3回）

- ・防火対象物の避難管理や消防用設備等の設置計画等の業務に従事する防火安全の専門家を養成する講習を実施する。
- ・再講習については、再講習の案内を強化するとともに、講習の修了者に対し、最新の消防関係法令の改正を踏まえた火災予防対策に係る動画を視聴できる環境を提供し、受講者の拡大を図る。
- (4) 防火管理技能講習（本講習 4 回、再講習 6 回　うちオンライン再講習 3 回）
- ・一定規模以上の建物の防火管理者の業務を補助するための高度で専門的知識・技術を有するスペシャリストを養成する講習を実施する。
- ・再講習については、再講習の案内を強化するとともに、講習の修了者に対し、最新の消防関係法令の改正を踏まえた火災予防対策に係る動画を視聴できる環境を提供し、受講者の拡大を図る。
- (5) 消防設備点検資格者講習（第 1 種本講習 4 回、再講習 8 回）
（第 2 種本講習 4 回、再講習 8 回）
（特種本講習 1 回、再講習 1 回）
- 消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等を点検する資格者を養成する講習を実施する。
- (6) 可搬消防ポンプ等整備資格者講習（一般 1 回、特例 1 回、再講習 1 回）
- 消防団、町会、自治会、事業所が保有する可搬消防ポンプの点検整備を行う技術者を養成する講習を実施する。
- (7) 防火対象物点検資格者講習（本講習 2 回、再講習 3 回）
- 一定規模以上の建物の防火管理上必要な消防計画の作成、消火訓練等の実施状況等を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。
- (8) 防災管理点検資格者講習（本講習 2 回、再講習 3 回）
- 一定規模以上の建物において、震災対策やテロ対策等の防災管理状況を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。
- イ 資格取得のための受験準備講習会
- 危険物及び予防行政等に精通した専門講師により、最新の法令改正内容や教訓となる災害事例を交え、各資格取得試験に向けた講習会を実施する。
- なお、集合形式とオンライン形式を併用して実施している講習についてはアンケート調査等によりその効果を検証し、受講者のニーズを的確に分析するとともに、ホームページ等を活用しながら受講者数の増加を図っていく。
- (9) 危険物取扱者試験受験準備講習会（甲種 2 回）（乙種第 2 類・第 3 類　出張 1 回）
（乙種第 4 類 6 回、出張 1 回、オンライン通年）

- ・甲種及び乙種第2類、第3類、第4類の危険物取扱者試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。
- ・乙種第4類については、受講者の拡大を目的として、引き続きオンライン講習を実施するとともに、一般財団法人全国危険物安全協会が実施するオンライン講座に係る事務を一部受託する。
- ・都民の安全・安心に携わる消防学校学生に対して、乙種第4類のオンライン講習の受講料の割引制度を導入して、積極的な資格取得支援を行う。

(イ) 消防設備士試験受験準備講習会（乙種第6類）

- ・乙種第6類消防設備士試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会をオンライン講習で実施する。
- ・都民の安全・安心に携わる消防学校学生及び消防設備等点検済表示登録事業者に対して、受講料の割引制度を導入して、積極的な資格取得支援を行う。

(ウ) 自衛消防技術試験受験準備講習会（集合型12回、ハイブリッド型6回、オンライン型2回）

※集合型：学科及び実技ともに集合

※ハイブリッド型：学科は集合またはオンライン。実技は集合

※オンライン型：学科はオンライン、実技は集合

- ・一定規模以上の建物の自衛消防業務に従事するための、自衛消防技術試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。
 なお、受講者がより実践的な技術を確実に習得できるよう、引き続き機器操作の時間を確保し実施する。
- ・集合型の受講者には、オンライン講習用の学科映像を復習用として視聴できる環境を整備するなど、引き続きフォローアップを図っていく。
- ・実技講習では、講義終了後に不得意とする機器に触れる時間を設けるなど、引き続きフォローアップを図っていく。

ウ 小規模社会福祉施設の防火実務講習会（30回）

社会福祉等や病院等の関係者を対象に、火災発生時取るべき行動について、ARゴーグルを活用しながら、それぞれの施設の実情に応じた実践的な訓練を通して学ぶことができるオーダーメイド型の防火実務講習会を実施する。

エ 応急手当の普及啓発に関する講習会等

協会が作成した映像教材等を活用し、受講者や各種団体の多様なニーズ等に応じた講習を実施する。

(ア) 救命サポート講習（46回）

多様な受講者のニーズに対応したオーダーメイド型の応急救護に関する講習を実施する。

(イ) 島しょ地域の救命講習（１回）

東京都内の島しょ地域からの要請に応じて、各種救命講習を実施する。

(ウ) 大規模事業所における救助救命講習（１８３回）

不特定多数の人が利用する大規模事業所の従業員に対して、震災等の大規模災害時の救助・外傷処置・搬送法に特化した救護・救出要領の救命講習を実施する。

なお、既存の事業所からの需要に応えながら、積極的に事業の拡大を図っていく。

オ 防火安全セミナー

火災予防業務を適正かつ円滑に推進することを目的として、事業所等の防火管理者や従業員等に対し、消防関係法令の改正等や災害事例を踏まえた理解しやすいテキストを用いて予防対策等に関する講習を実施し、アンケート調査により課題を検証するとともに、受講者の拡大を目的として、オンデマンド型セミナーを実施する。

特に、今後の受講者の拡大や満足度の向上に向け、テキストのカラー化を検討するなど、より魅力のある教材を作成し、多様なニーズに応える取組みを進めていく。

カ 防火防災管理講習等のオンライン化の周知

アンケート調査結果に基づき、課題の抽出及び分析を行い、委託元と情報を共有するとともに、オンライン講習の周知及びテキスト販売のキャッシュレス化をさらに促進することを目的としたリーフレットを作成するなど、広報の更なる強化に取り組んでいく。

(3) 防火・防災・救急関係調査研究事業（公１－３）

防火・防災・救急に関する情報の収集及び調査研究を実施する。

ア 地震、火災等の災害に関する調査研究

イ 防火・防災・救急の意識と行動力の向上に関する調査研究

ウ 指導員の技能向上及び効果的な講習の実施要領に関する調査研究

(4) 試験確認事業（公１－４）

製造されたタンク及び金属製１８ℓ缶等が危険物の規制に関する基準を満たしていることを確認する。

ア 少量危険物タンク試験確認（５回）

イ 金属製１８ℓ缶等試験確認（１０回）

(5) 患者用救急自動車運行事業（公１－５）

ア 小児・新生児病院における救急車運行事業

東京都立小児総合医療センターにおいて、新生児搬送用及び小児搬送用のドクターカー２台を運行する。

イ 東京都福祉局における緊急自動車運行事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者搬送用の緊急自動車5台を運行する。

2 公2事業

(1) 防火・防災・消防講習事業(公2-1)

防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び消防設備士の育成を目的として、受講者のニーズに応えながら、次の事業を実施する。

なお、令和6年10月から令和7年9月末までの間、東京消防庁消防技術試験講習場の改修工事が実施されることに伴い、同講習場を使用していた講習については他会場により実施するとともに、各会場の定員に応じ講習回数を調整して実施する。

ア 防火・防災管理講習事業

(7) 防火・防災管理新規講習(211回のうちオンライン87回)

甲種防火管理者と防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(4) 防災管理新規講習(8回)

防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(7) 乙種防火管理講習(42回)

乙種防火管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(5) 防火・防災管理再講習(34回のうちオンライン18回)

一定規模以上の建物において、防火・防災管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

(4) 甲種防火管理再講習(11回)

一定規模以上の建物において、甲種防火管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

イ 消防講習事業

(7) 危険物取扱者保安講習(31回のうちオンライン12回)

危険物取扱者(資格者)が取扱作業の保安を確保するために必要な講習を実施する。

(4) 消防設備士講習(42回のうちオンライン19回)

消防設備士(資格者)が消防用設備の工事、または整備するために必要な講習を実施する。

なお、一部の講習において、東京消防庁がオンライン講習を実施していることから、受講者へのアンケート調査を実施し、課題抽出を行い、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、連携してオンライン講習の受講率を高めていく。

(2) 救命講習事業(公2-2)

都民の応急手当に関する知識技術の向上を目的として、受講者を多く収容できる会場の確保や指導体制の強化等、受講者の拡大を図りながら、自信を持って応急手当が実施できるよう、次の事業を実施する。

なお、応急手当に関する自信度を高めるための課題を的確に抽出するため、講習の修了者へのアンケート等の調査を実施し、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、実際にAEDの使用要領等をその場で確認できるよう、東京消防庁公式アプリ上に搭載されている応急手当に係るサポート動画を講習の修了者等へ周知しながら、同アプリの利用促進を図る。

また、講習の修了者に対するフォローアップとして、講習内容を見直し、応急手当への自信度を深めることができるよう講習の修了者専用の応急手当動画をホームページにアップし、知識及び技術の向上につながるサポートを実施する。

ア 普通・上級救命講習（6,496回）

心肺蘇生法、AED使用法、窒息手当、止血法に加え、上級では小児・乳児の対応、外傷、搬送法等を習得する講習を実施する。

イ 指導者用救命講習（195回）

指導員や普及員として各種救命講習が正しく指導できる知識・技術を習得する講習を実施する。

ウ 現場派遣員用救命講習（33回）

自動通報制度による警備会社等の現場派遣員が臨場先で利用者等に対して、迅速・適切な援助、救護活動が実施出来るよう、必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

エ 患者等搬送乗務員用救命講習（26回）

東京消防庁の認定基準に適合する患者等搬送事業者として求められる、患者等の症状の悪化防止及び安全な搬送のために必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

3 公3事業

防火防災思想の普及及び防災行動力の向上を目的として、消防博物館及び各防災館を運営するにあたり次の事業を実施する。

また、外国人・障害者等の来館者の多様なニーズにも配慮して館運営を実施する。

(1) 消防博物館運営事業（公3-1）

ア 所蔵品の公開展示や地域社会の関心を捉えた特別企画を実施する等、幅広い層の来館者に対し、防火防災思想の普及を促進する。

イ これまで消防博物館のデジタル化で導入した各種ツール（ポケット学芸員、360度カメラによる館内パノラマツアー、展示物の紹介動画、収蔵品サイト）を引き続き活用し、これまで来館していない層の掘り起こしを行うとともに、消防博物館の魅力と情報

をタッチ対応のモニターで伝える「データビジュアライザー」等のツールを活用し、来館者の満足度を高めながら防火防災意識をさらに喚起していく。

また、来館者へのアンケート調査を実施し、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、来館者の利用促進を図っていく。

(2) 防災館運営事業（公３－２）

ア 池袋・立川・本所の各都民防災教育センター（防災館）共通

- (イ) 火災、地震及び水災等の模擬体験施設を活用し、各館の特色を生かしながら満足感を得てもらえるきめ細やかな体験ツアーを実施することにより、防災行動力を向上させていく。
- (ロ) 接遇マニュアルを刊行し一定の成果をあげた障害者対応や、外国人固有職員を活用した外国人対応を推進する。
- (ハ) より充実した体験ができるプログラムの企画や、体験者へのアンケート調査の結果を踏まえた体験施設の改修計画や体験内容のブラッシュアップ等を東京消防庁と協議していく。

イ 池袋防災館

夜間の災害を想定した体験ツアー（ナイトツアー）を実施する。

ウ 立川防災館

起震車を活用し、学校や地域の防火防災訓練指導を実施する。

エ 本所防災館

- (イ) 水害を想定した浸水体験ツアー（ウォーターツアー）を実施する。
- (ロ) 震災後の重要な人命救助を速やかに実施できるよう委託元が主催するスタンドパイプを活用した訓練やジャッキ操作等の実技訓練指導を実施する。
- (ハ) 開館３０周年の節目を迎えることから、「本所防災館３０周年の歩み」の展示及び来館者に記念品を配布し来館者に感謝するとともに、引き続き来館促進と防災意識の向上を図る。

Ⅱ 収益事業等

防災・救急関係図書等販売事業（収１）

防火・防災・救急に関する図書、資器材等の販売、法令に基づく防火対象物の認定証頒布等、次の事業を実施する。

１ 防火・防災・救急関係図書の販売

防火防災管理講習におけるテキスト販売において、オンラインショップ（ＥＣサイト）を改修し、テキストを購入しやすい画面構成にするとともに、テキスト販売の更なるキャッシ

ュレス化を図る。

2 防火・防災・救急関係資器材の販売

3 グッズの販売

消防博物館において、新たにキャッシュレス対応のカプセルトイによるスタッフレス販売を実施するとともに、江戸町火消し及び錦絵をモチーフとした各種新規商品などを販売する。

4 防火セイフティマーク、優良防火対象物認定証等の頒布

III その他法人の目的を達成するために必要な事業

1 グローバル社会への対応

都内在住の外国人が年々増加し、在留外国人の防災知識の普及啓発や防災行動力の向上が喫緊の課題となっていることに鑑み、「防災救急業務グローバルプロジェクト」を新たに推進する。

このプロジェクトは、固有職員として在職している外国人スタッフによる外国人の防災行動力及び応急手当技術の向上を図るもので、防災館での防災訓練や、各種講習の外国人を主体とした対応のほか、各国領事館や消防行政機関等と連携した在留外国人への防災訓練及び英語で学べる救命サポート講習等外国人ニーズに応えながら、防災及び救急における東京のグローバル化を推進する。

また、防災業務や救急業務においては、専門用語が多く、一般に通訳することが困難であることから、外国人スタッフによる「通訳ツール」の開発に向けて着手する。

2 DX推進の体制強化

東京都の動向を踏まえ、令和6年度に設置した情報統括役員及び情報統括役員補佐官に引き続き、DX推進担当課長代理を新設し、東京都及び東京消防庁のDX推進への対応を充実させ、システムの安定的かつ効率的な運用を図る。

3 システムの最適化計画の推進

DX支援推進業務コンサルティング委託に基づく、ITコンサルタントの助言を受け、都民の利便性及び協会の事務効率の更なる向上を図るため、システムの最適化に向けた第一歩として、消防設備等点検済表示登録事業者の管理システムをローコードで開発して運用開始するとともに、救命講習受講管理システムの構築に向けた事業を推進する。

4 オンライン講習の更なる充実

防火・防災管理講習や危険物取扱者受験準備講習会等について、受講者の拡大を目的として、講習の修了者へのアンケート調等を通じて分析及び検証を行い、受講者ニーズを適切に踏まえながら事業を推進する。

5 AR技術を活用した事業

近年のデジタル技術の発展によるAR技術（拡張現実）を活用し、時代のニーズに即した講習を事業所、病院、教育機関及び公共機関等にて実施する。

6 東京マラソン2026への協力

東京マラソンの後援団体として、東京マラソン2026開催時に救護所等へ職員を派遣する。また、大会スタッフへの救命講習を実施する。

IV 協会の運営管理

1 評議員会、理事会の開催

協会の適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的として、評議員会及び理事会を開催する。

2 ガバナンスの体制強化

協会における意思決定の透明性と公平性の確保、法令及び社会規範の遵守等を図ることを目的にガバナンス基本方針に基づく健全な組織運営を図るため、ガバナンス担当課長を新設する。

令和7年4月には改正公益法人制度が施行予定であり、引き続き財務状況の自己点検を行うなど、自律的にガバナンス強化に取り組み、公益法人として組織の透明性を向上させる。

3 コンプライアンスの確保に向けた取組み

協会における更なるコンプライアンスへの取組みの推進を図るため、コンプライアンス専門指導員による内部監査を行い、コンプライアンス推進委員会にて定期的に報告するほか、監事による外部監査を定期的に実施し、重層的に点検確認を行い、コンプライアンスの推進に係る施策の立案に反映させる。

また、eラーニング研修等を通じて、職員一人ひとりが従うべきコンプライアンス行動指針をより一層浸透させるなど、職員のコンプライアンス遵守への意識を高める。

4 情報セキュリティの強化

東京都からの要請により制定した情報統括役員設置要綱との整合性を図るため、またITコンサルタントの助言等を踏まえ、情報セキュリティ規程を一部改正し、セキュリティ体制を見直すとともに、新たに情報資産の洗い出し及びその評価を実施するなど、情報セキュリティを強化する。

5 働きがいのある職場づくり

令和6年度に実施した職員意識調査の結果を踏まえ、職員エンゲージメント及び組織的な都民サービスの向上を図るための取組みを推進する。

6 防災関係団体との連携交流

一般財団法人全国危険物安全協会、一般財団法人日本消防設備安全センター等と連携し、

事業の円滑化を図ることを目的として、積極的な交流を図る。

7 職員の人材育成

都民や受講者へのサービスの向上を図ることを目的として、教育技能研修、主任研修、eラーニング等の受講による人材育成を推進する。

8 職場体験の受入れ

社会貢献活動の一環として、職場体験型インターンシップの受入れを実施する。

9 賀詞交換会の実施

令和8年1月中旬頃 17時30分から（スクワール麴町）